平成 24 年 5 月 24 日

各　　位

会 社 名　　株 式 会 社 アイネス
代表者名　　代表取締役社長 林　義 裕
（コード番 号 ９７４２　東 証 第 １部 ）
問合せ先　　総務本部社長室長 小林 明広
電話番号　　０４５－９１２－５５００

当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の基本方針の更新について

当社は、平成 21 年６月 24 日開催の当社第 47 回定時株主総会において、当社の企業価値ひいては株主共同の利益（以下「企業価値・株主共同の利益」といいます。）を確保し、向上させることを目的として、当社定款第 18 条に基づき「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の基本方針」（以下「旧基本方針」といいます。）の内容を更新するための議案が承認されたことに基づいて、同日開催の当社取締役会において、旧基本方針に基づく具体的な対応策を決議しております。

旧基本方針および旧プランは、いずれも、有効期間が上記第 47 回定時株主総会終了後３年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとされておりますので、平成 24 年６月 22 日開催予定の第 50 回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）の終結の時をもって、当該有効期間は終了することとなります。

そこで、当社は、平成 24 年５月 24 日開催の当社取締役会において、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し向上させることを目的として、「当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（会社法施行規則第 118 条第３号本文に規定されるものをいいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第 118 条第３号ロ（２））として、当社定款第 18 条に基づき当社株式の大規模買付行為に関する対応策の基本方針（以下「本基本方針」といいます。）の内容を決定するための議案を、本定時株主総会に付議することといたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。なお、本基本方針への更新に当たっては、独立委員会の検討期間の最長の延長期間を 60 日間から 30 日間に短縮しており、また、その他形式的な文言の修正を行っております。

また、本定時株主総会において本議案のご承認を得た場合には、本基本方針に基づいて、旧プランに所要の変更を行い、当社株式の大規模買付行為に関する対応策の具体的内容（以下、変更後のプランを「本プラン」といいます。）を、本定時株主総会終了後、同日に開催する取締役会において決議し、これを公表する予定です。

なお、平成 24 年３月 31 日時点での株主の状況は別紙１のとおりであります。本日現在、当社が特定の第三者から大量取得行為を行う旨の通知や提案等を受けている事実はありませんので、念のため申し添えます。

Ⅰ．当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、情報システムの設計・開発からシステム稼動後の運用・保守までの一貫したソリューション・サービスを提供することを基本戦略と位置付け、当社独自の特色・強みを一層追求・発揮することで、企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを図っております。

他方、近時、わが国の資本市場においては、新しい法制度の整備や企業構造・企業文化の変化等を背景として、対象となる会社の経営陣と十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、突如として大量の株式の買付を強行するといった動きが顕在化しております。

もとより、当社は、当社株式について大規模買付行為がなされる場合、これが当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う大規模買付行為の提案に応じるべきか否かの判断は、最終的には株主の皆様全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大規模買付行為の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の買付の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

特に、当社は、社会の諸活動を支えるサービスとして、地方自治体や金融機関などに向け、公共的なサービスの基盤となるインフラストラクチャーとしての情報システムを提供しております。このため、こうしたお客様との間で長期的な信頼関係・取引関係を確立し、安定的に長期的なサービスを提供できる開発・技術体制、人材体制、設備体制、管理体制、セキュリティ体制および財務体制の実現を図ることが不可欠であり、もって、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させていくことに邁進しておりますが、これらが当社の株式の買付を行う者により十分に理解され、中長期的に確保され、向上させられなければ、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることになります。

また、当社の企業価値の源泉である当社独自の特色・強みは、Web型の総合行政情報システムであるWebRings（ウェブリングス）に代表される当社のノウハウ、経験の集積である各種ソフトウェアを、特定の業種・業態向けにパッケージまたはツールという形で商品化した「ソリューション・ソフト」をはじめとする各種ソフトウェア資産、ノウハウ、経験の集積である無形の資産にあります。したがって、外部者である買付者から買付の提案を受けた際に、株主の皆様が当社のこうした無形の経営資源の価値を正しく評価し、かかる経営資源に基づく将来の経営計画の潜在的効果その他当社の企業価値を構

成する事項等、様々な事項を適切に把握した上で、当該買付が当社の企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響を短期間で適切に判断することは、必ずしも容易ではありません。

こうした事情に鑑み、当社は、当社株式に対する大規模買付行為が行われた際に、株主の皆様がかかる大規模買付行為に応じるべきか否かを判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることで、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大規模買付行為を抑止できる体制を平時において整えておくことが必要不可欠であると考えております。

II. 基本方針の実現に資する特別な取組み

1. 企業価値向上のための取組み

情報通信技術は、社会基盤のひとつとしてますますその重要性を高めております。当社グループは「創造 愛 自己統合」を社是として、わが国の情報化推進の一翼を担い、社会の発展に寄与することを使命としております。

当社グループは、持続的な成長と高収益体質を確立し、株主・顧客・従業員など当社を取り巻くすべてのステークホルダーの満足を図ること、また、平成 26 年 7 月の創立 50 周年に向けて、次の半世紀への成長基盤を創ることを目指しております。これらの実現のため、以下の課題に取り組んでまいります。

(1) 受注・売上の拡大

今後も成長が見込まれる IT サービス市場の中で、IT コンサルティングから運用・保守までの一貫したワンストップサービスを武器に、新規顧客の開拓や既存顧客の深耕に取り組み、受注・売上の拡大を図ってまいります。

(2) 高付加価値ビジネスへの転換

当社の強みである運用事業において、品質改善やコスト削減を実施して競争力をさらに高めるとともに、より付加価値の高いデータセンターサービスの提供を拡大してまいります。さらに、新規ソリューションやパッケージの開発・販売に注力し、高付加価値ビジネスへの転換を図ってまいります。

(3) 技術力の向上

市場の要求に応える先端技術に積極的に取り組み、当社グループの得意分野における技術・ノウハウを蓄積し、組織的に活用することで技術力の向上を図ってまいります。

(4) グループ内外との連携による事業の拡大

当社グループ内での連携を従来にも増して強化するとともに、戦略パートナーの技術ノウハウを活用することで事業を拡大いたします。また、シナジー効果が見込める場合には、M&Aを積極的に検討してまいります。

(5) 品質の向上

当社の製品・サービスの品質が競争力の基盤と認識し、品質保証本部を中心とし

て継続的に品質向上に取り組んでおります。また、全社でのキャンペーン活動などを通じて社員のさらなる品質意識の向上を図ってまいります。

(6) 活力ある組織構築と人材育成

「仕事に厳しく、人に優しい職場づくり」に向け、社内のコミュニケーションを活発化し、活力ある組織体制を構築いたします。さらに、技術、プロジェクト管理、マネジメント、国際化などの面で、持続的成長と高収益企業を支える幅広い人材の育成を図ってまいります。

(7) 管理体制の強化とＣＳＲの推進

管理体制の強化のため、社員のコンプライアンス意識の維持・向上のための教育を充実させ、内部統制体制の強化を図るとともに、情報セキュリティや個人情報保護のさらなる徹底を推進いたします。また、企業が求められる社会的責任を果たすため、環境保全活動や社会貢献活動などに取り組み、社会の発展に寄与してまいります。

これらの取組みにより、当社グループの企業価値・株主共同の利益の更なる向上を図ることができるものと考えます。

2. コーポレート・ガバナンスの強化に対する取組み

当社は、企業価値・株主共同の利益の継続的な向上を図るため、以下のとおり、コーポレート・ガバナンスの基本方針を定めております。

(1) 株主の権利・利益を守り、株主の平等性を保障するとともに、株主をはじめとするステークホルダーとの円滑な関係を構築することにより、会社の健全な経営を維持する。

(2) 会社の財務状況、業績、所有状況やガバナンスを含む重要事項について、適時適切な情報開示を行うことによって、企業活動の透明性を確保する。

(3) 取締役会・監査役（会）による経営の監視を充実させ、取締役会・監査役（会）の株主に対するアカウンタビリティを確保する。

また、当社は、当社経営陣の株主に対する経営責任を一層明確化するために取締役の任期を１年とするとともに、現在の取締役８名のうち１名を社外取締役としております。監査役についても、現在の監査役３名のうち２名を社外監査役としております。

このような役員体制のもと、上記のコーポレート・ガバナンスの基本方針に則り、毎月定例的に開催する取締役会には、社外取締役を含む取締役全員および社外監査役を含む監査役全員が出席し、社外取締役および監査役は、積極的かつ活発に質疑や意見陳述を行っております。

また、会社の業務執行は、取締役会で選任した執行役員が推進する体制としており、執行業務に関する重要事項は、執行役員により構成する経営会議を毎月定例的に開催し、経営計画・組織体制・財務状況・営業状況等について実務的な審議・検討等を行い迅速な経営の意思決定に寄与しております。なお、この経営会議にも監査役は出席しており

経営陣による業務執行を十分に監視できるようにしております。

さらに、当社は、社長が直接指示する内部監査部門を設置して業務の適正化を図っており、また、当社会計監査人には適正な会計監査ができる環境を提供し、期中を通じて期末等に偏らない監査を受けております。なお、監査役は、内部監査部門および会計監査人と十分な連携を図るとともに、毎月定例的に開催する監査役会において直接に業務執行部門から業務遂行状況を聴取するなど、業務執行について適切な監視を行っております。

一方、当社は、取締役の職務執行が法令・定款に適合することを確保し、当社業務の適正を確保するため、「内部統制システム体制構築に関わる基本方針」を平成 18 年５月 25 日開催の取締役会で決議しており、この基本方針では、会社法で定められた体制のほか、内部統制上必要と考えられる事項を網羅しております。さらに、毎事業年度末にはこれを検証し、必要に応じ見直しを行い、コーポレート・ガバナンスの強化を図っております。

III. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1. 本基本方針の内容の決定の議案

当社は、上記 I. 記載の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、本基本方針の内容を以下のとおり決定する旨の議案を、本定時株主総会に付議します。

(1) 本基本方針の概要

当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、下記(2)に定める「本プランの骨子」に従った具体的な対応策を当社取締役会において別途決議し、本プランの内容を、金融商品取引所における適時開示、当社事業報告等の法定開示書類における開示、当社ホームページ等への掲載等により周知させることにより、当社株式に対する買付等を行う者が遵守すべき手続があることならびに当社が差別的行使条件および取得条項付新株予約権の無償割当てを実施することがあり得ることを事前に警告することをもって、当社株式の大規模買付行為に関する対応策（平時の買収防衛策）とする。

(2) 本プランの骨子

(a) 本プランの概要

当社は、下記(b)に定める買付等を行う者または提案する者（以下「買付者等」という。）に対し、下記(c)に定める手続に従って買付等を実施することを求め、当該買付等についての情報および検討のための時間を確保する。また、下記(e)(i)の各号のいずれかに該当する場合には、当該買付者等による権利行使は認められないとの行使条件（差別的行使条件）および当社が当該買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項など下記(e)(v)に定める内

容を有する新株予約権（以下「本新株予約権」という。）を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てることができるものとする。

(b) 対象とする買付等

本プランが対象とする買付等は、次の①もしくは②に該当する買付またはこれに類似する行為とする。

① 当社が発行者である株券等[1]について保有者[2]の株券等保有割合[3]が 20%以上となる買付

② 当社が発行者である株券等[4]について、公開買付け[5]を行う者の株券等所有割合[6]およびその特別関係者[7]の株券等所有割合の合計が 20%以上となる公開買付け

(c) 買付者等が遵守すべき買付等の手続

買付者等が買付等を行う場合には、当社取締役会が別途認めた場合を除き、当該買付等の実行に先立ち、当社に対して、買付者等の詳細、買付等の目的、方法および内容、買付等の価額の算定根拠、買付等の資金の裏付け、買付等の後の当社グループの経営方針、その他別途当社取締役会が本プランへの更新に際して定める情報（以下「本必要情報」という。）ならびに当該買付者等が買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「買付説明書」という。）を、当社の定める書式により提出するものとする。

当社取締役会は、上記の買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会（その詳細については下記(f)参照。以下同じ。）に提供する。独立委員会が、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等は、独立委員会の求めに従い、独立委員会の定める回答期限までに追加情報を提出するものとする。

なお、独立委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付説明書および本必要情報の内容と当社取締役会の経営計画、当社取締役会による企業評価等との比較検討ならびに株主に対する当社取締役会の代替案の検討等を行うために、当社取締役会に対しても、当社取締役会による情報収集や企業評価等の検討（必要に応じ、外部専門家による検討を含む。）等に必要な時間

---

[1]金融商品取引法第 27 条の 23 第１項に定義される株券等をいう。本書において別段の定めがない限り同じとする。

[2]金融商品取引法第 27 条の 23 第３項に基づき保有者に含まれる者を含む（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。）。本書において同じとする。

[3]金融商品取引法第 27 条の 23 第４項に定義される株券等保有割合をいう。本書において同じとする。

[4]金融商品取引法第 27 条の２第１項に定義される株券等をいう。

[5]金融商品取引法第 27 条の２第６項に定義される公開買付けをいう。本書において同じとする。

[6]金融商品取引法第 27 条の２第８項に定義される株券等所有割合をいう。本書において同じとする。

[7]金融商品取引法第 27 条の２第７項に定義される特別関係者をいう（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。）。但し、同項第１号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第３条第２項で定める者を除く。本書において同じとする。

を考慮して適宜回答期限（ただし、原則として 60 日間を超えない。）を定めた上、買付者等の買付等の内容に対する意見およびその根拠資料、代替案その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等の提出を求めることができる。

(d) 独立委員会による買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の提示

上記(c)の情報提供が十分になされたと独立委員会が認めた場合、独立委員会は、最長 60 日間の検討期間（ただし、当該検討期間の終了時までに、下記(e)(i)または(ii)に定める勧告を行うに至らない場合には、必要な範囲で最長 30 日間延長できるものとし、以下「検討期間」という。）を設定する。

独立委員会は、検討期間内において、買付者等および当社取締役会から提供された情報・資料等に基づき、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等の買付等の内容の評価・検討等を行う。また、独立委員会は、必要があれば、買付等の内容を改善させるため、直接または当社取締役会等を通じて間接に当該買付者等と協議・交渉等を行い、また、株主に対して当社取締役会の代替案の提示を行う。なお、買付者等は、独立委員会が検討期間内において、自らまたは当社取締役会を通じて、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとする。

独立委員会は、当社の費用により、独立した第三者である専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等）の助言を受けることができる。

(e) 新株予約権無償割当ての実施

(i) 独立委員会による実施の勧告

独立委員会は、次の各号に定めるいずれかの場合に該当すると判断した場合は、当社取締役会に対し、本新株予約権の無償割当ての実施を勧告する。

(A) 買付者等が上記(c)に定める情報提供および検討期間の確保のための手続その他本プランに定める手続を遵守しなかった場合

(B) 買付者等および当社取締役会から提供された情報・資料等の評価・検討等ならびに買付者等との協議・交渉等の結果、買付者等による買付等が下記 1)ないし 6)のいずれかに該当し、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当と認められる場合

1) 下記に掲げる行為その他これに類似する行為により、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等

(ｱ) 株券等を買占め、その株券等につき当社に対して高値で買取りを要求する行為

(ｲ) 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為

(ｳ) 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為

(ｴ) 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為

2) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいう。）等株主に株券等の売却を事実上強要するおそれのある買付等

3) 当社に、当該買付等に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えることなく行われる買付等

4) 当社株主に対して、本必要情報その他買付等の内容を判断するために合理的に必要とされる情報が十分に提供されることなく行われる買付等

5) 買付等の条件（対価の価額・種類、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実行の蓋然性、買付等の後における当社の従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者の処遇方針等を含む。）が当社の本源的価値に鑑み不十分または不適当な買付等

6) 買付者等による買付等の後の経営方針または事業計画等の内容が不十分または不適当であるため、当社における企業価値の源泉である、当社と顧客との間の継続的な信頼関係もしくは取引関係または当社による顧客に対する安定的かつ長期的なサービスの提供に重大な支障をもたらすおそれのある買付等

ただし、独立委員会は、本新株予約権の無償割当ての実施を勧告した後であっても、当該勧告後買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合、または上記勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が上記(A)および(B)のいずれにも該当しないと独立委員会が判断するに至った場合には、本新株予約権の無償割当ての中止または割当て後の本新株予約権の無償取得を含む別途の判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができる。

なお、独立委員会は、上記(A)または(B)のいずれかに該当すると判断する場合でも、本新株予約権の無償割当てを実施することについて株主総会の決議を得ることが相当であると判断するときは、当社取締役会に対して、株主総会の招集、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案の付議を勧告するものとする。

(ii) 独立委員会による不実施の勧告

独立委員会は、買付者等による買付等が、上記(i)の(A)および(B)のいずれにも該当しないと判断した場合、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施しないことを勧告する。

ただし、独立委員会は、本新株予約権の無償割当ての不実施を勧告した後であっても、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が上記(i)の(A)および(B)のいずれかに該当すると判断するに至った場合には、本新株予約権の無償割当ての実施を含む別途の判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができる。

(iii) 株主に対する情報開示

当社取締役会または独立委員会は、以下に記載する各事項のうち、独立委員会が適切と認める事項について、当該事実の発生後速やかに、情報開示を行う。

① 買付者等が現れた事実
② 買付者等から買付説明書が提出された事実とその内容の概要
③ 本必要情報が提供された事実とその内容の概要
④ 検討期間が開始した事実
⑤ 検討期間延長の決議がなされた事実とその理由の概要
⑥ 独立委員会による勧告の事実とその内容の概要（当該勧告後の事実関係等の変動により当該勧告とは異なる勧告がなされた場合には、当該事実とその内容の概要）

(iv) 当社取締役会による独立委員会の勧告の尊重

当社取締役会は、上記(i)および(ii)による独立委員会の勧告を最大限尊重し、本新株予約権の無償割当ての実施または不実施等に関する会社法上の機関としての決議を速やかに行うものとする。

ただし、独立委員会から、株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案を付議する旨の勧告がなされた場合には、当社取締役会は、実務上株主総会の開催が著しく困難な場合を除き、実務上可能な限り最短の期間で株主総会を開催できるように、速やかに株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案を付議する。

当該株主総会において本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案が可決された場合には、当社取締役会は、株主総会における決定に従い、本新株予約権の無償割当てに必要な手続を遂行する（株主総会において本新株予約権の無償割当て事項の決定を取締役会に委任する旨の決議がなされた場合には、本新株予約権の無償割当ての実施に関する取締役会決議を行う。）。一方、当該株主総会において本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案が否決された場合には、当社取締役会は、本新株予約権の無償割当ての不実施に関する決議を行う。

買付者等は、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての実施もしくは不実施に関する決議を行うまでの間、または上記の株主総会が開催される場合には当該株主総会において本新株予約権無償割当ての議案が可決もしくは否決されるまでの間、買付等を実行してはならないものとする。

当社取締役会は、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての実施もしくは不実施等に関する決議を行った場合、当社取締役会が上記の株主総会を招集する旨の決議を行った場合、または本新株予約権の無償割当ての実施もしくは不実施に関する株主総会の決議が行われた場合には、速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を行う。

(v) 新株予約権の無償割当ての主な内容

本新株予約権の無償割当ての主な内容は以下のとおりとする。

① 本新株予約権の数

当社取締役会または株主総会が本新株予約権の無償割当ての決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」という。）において別途定める割当期日（以下「割当期日」という。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を控除する。）の２倍に相当する数を上限として、本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とする。

② 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、その保有する当社株式１株につき本新株予約権２個を上限として本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で、本新株予約権を無償で割り当てる。

③ 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とする。

④ 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権１個当たりの目的である当社株式[8]（社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用がある同法第 128 条第１項に定める振替株式となる。）の数は、別途調整がない限り１株とする。

⑤ 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式１株当たりの価額は、１円を下限とし当社株式の１株の時価の２分の１の金額を上限とする金額の範囲内で、本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とする。

⑥ 本新株予約権の行使期間

本新株予約権の無償割当ての効力発生日または本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日とし、１ヶ月間から２ヶ月間までの範囲で、本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とする。

[8] 将来、当社が種類株式発行会社（会社法第２条第 13 号）となった場合においても、①本新株予約権の行使により発行される当社株式および②本新株予約権の取得と引換えに交付する株式は、いずれも当社が本定時株主総会開始時において、現に発行している株式（普通株式）と同一の種類を指すものとする。

⑦ 本新株予約権の行使条件

次の(ｱ)から(ｶ)に規定する者（以下「非適格者」と総称する。）は、原則として本新株予約権を行使できない。

(ｱ) 特定大量保有者[9]

(ｲ) その共同保有者[10]

(ｳ) 特定大量買付者[11]

(ｴ) その特別関係者

(ｵ) 上記(ｱ)ないし(ｴ)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ずに譲り受けまたは承継した者

(ｶ) 上記(ｱ)ないし(ｵ)に該当する者の関連者[12]

⑧ 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

⑨ 本新株予約権の取得事由

(ｱ) 当社は、本新株予約権の行使期間の初日の前日までの間いつでも全ての本新株予約権を無償で取得することができる。

(ｲ) 当社は、当社取締役会が別に定める日において、非適格者以外の者が有する未行使の本新株予約権を取得し、これと引換えに、本新株予約権１個につき（別途調整がない限り）当社株式１株を交付することができる。

(ｳ) その他当社が本新株予約権を取得できる場合およびその条件については、別途本新株予約権無償割当て決議において定めるところによるものとする。

⑩ その他

その他の本新株予約権の内容は、別途本新株予約権無償割当て決議において定めるところによるものとする。

---

[9] 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上となると当社取締役会が認めた者をいう。

[10] 金融商品取引法第 27 条の 23 第５項に規定される共同保有者をいい、同条第６項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含む。

[11] 「特定大量買付者」とは、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第 27 条の２第１項に定義される。以下、本脚注 11 において同じとする。）の買付け等（金融商品取引法第 27 条の２第１項に定義される。以下、本脚注 11 において同じとする。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第７条第１項に定める場合を含む。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して 20%以上となると当社取締役会が認めた者をいう。

[12] ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいう。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第３条第３項に定義される。）をいう。

(f) 独立委員会について

当社は、本プランに基づく本新株予約権の無償割当ての実施・不実施等に関する当社取締役会の恣意的判断を排するため、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会を設置する。独立委員会は３名以上の委員により構成され、委員は当社取締役会が、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役および(iii)社外の有識者（実績ある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士および学識経験者等）から選任し、公表するものとする。

独立委員会の決議は、原則として委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、委員に事故あるときその他やむを得ない事由があるときは、委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

その他、独立委員会に関する事項については、別途当社取締役会において定めるものとする。

(g) 本プランの廃止

当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとする。

(h) その他

上記(a)ないし(g)に定めるほか、本プランの詳細は、別途当社取締役会が本プランの更新を決定する決議において定めるものとする。

(3) 本基本方針の有効期間

本基本方針の有効期間は、本定時株主総会終了後３年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

ただし、かかる有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本基本方針を変更または廃止する旨の決議が行われた場合には、本基本方針は当該決議に従いその時点で変更または廃止されるものとし、この場合、本プランは、速やかに、変更後の基本方針に従うよう変更され、または廃止されるものとする。

2. 株主および投資家の皆様への影響

(1) 本基本方針の更新・本プランの更新時に株主および投資家の皆様に与える影響

本基本方針の更新および本プランの更新時点においてはいずれも、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主および投資家の皆様の権利・利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主および投資家の皆様に与える影響

本プランが更新され、本プランの手続に従い本新株予約権の無償割当てが実施される場合には、本新株予約権無償割当て決議において別途定める割当期日における株主の皆様に対し、その保有する当社株式１株につき本新株予約権２個を上限として本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。仮に、株主の皆様が、本新株予約権の権利行使期間内に、所

定の行使価額相当の金銭の払込その他本新株予約権の行使に係る手続を経なければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式全体の価値が希釈化することになります。ただし、当社は、当社取締役会の決定により、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を取れば、非適格者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使および行使価額相当の金銭の払込みをすることなく、当社による本新株予約権の取得の対価として当社株式を受領するため、その保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じません。

なお、一旦本新株予約権無償割当て決議がなされた後に、当該割当てが中止されたり、本新株予約権が無償取得された場合には、１株当たりの当社株式の価値の希釈化は生じませんので、１株当たりの当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主または投資家の皆様は、当社株式の株価の変動により相応の影響（損害を含みます。）を受ける可能性があります。

Ⅳ. 上記の各取組みに対する当社取締役会の判断およびその判断に係る理由

1. 上記 I.の基本方針の実現に資する特別な取組み（上記 II.の取組み）について

上記II.に記載した企業価値向上のための取組みやコーポレート・ガバナンスの強化に対する取組みといった各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、上記I.の基本方針の実現に資するものです。

したがって、これらの各施策は、上記I.の基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

2. 上記 I.の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（上記 III.の取組み）について

(1) 本基本方針が上記 I.の基本方針に沿うものであること

本基本方針は、当社株券等に対する買付等が行われる場合に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様に代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と協議・交渉等を行うことを可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保するための枠組みであり、上記 I.の基本方針に沿うものです。

(2) 当該取組みが株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、以下の理由から、本基本方針は、上記 I.の基本方針に照らして、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(a) 買収防衛策に関する指針の要件の充足

本基本方針は、経済産業省および法務省が平成 17 年５月 27 日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（『企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則』）を充足しています。

(b) 株主意思の重視

本基本方針は、上記のとおり本定時株主総会において承認可決されることにより決定されます。

また、上記 III.1.(3)「本基本方針の有効期間」に記載したとおり、本基本方針には有効期間を約３年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社株主総会の決議によりこれを変更または廃止することが可能とされています。また、本基本方針の有効期間内であっても、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会の決議により、本プランを廃止することも可能です。したがって、本基本方針およびこれに従って更新される本プランには、株主の皆様のご意向が十分に反映されることとなります。

(c) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

上記 III.1.(2)(f)「独立委員会について」に記載したとおり、本基本方針においては、本新株予約権の無償割当ての実施等の運用に関する実質的な判断は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している者のみから構成される独立委員会により行われることとされています。このように、独立委員会が、当社取締役会が恣意的に本新株予約権の無償割当ての実施を行うことのないよう厳しく監視するとともに、その判断の概要については株主の皆様に情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本プランの運営が行われる仕組みが確保されています。

なお、本基本方針が本定時株主総会において承認可決され本プランの更新が当社取締役会で決議された場合、独立委員会の委員には、当社社外監査役から不破 邦俊および角田 大憲の両氏が、また、社外の有識者として布井 千博氏が、それぞれ就任する予定です。その略歴については別紙２をご参照下さい。

(d) 合理的な客観的要件の設定

本基本方針においては、上記 III.1.(2)(e)(i)「独立委員会による実施の勧告」にて記載したとおり、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ本新株予約権の無償割当ては実施されないものとしており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(e) 外部専門家の意見の取得

上記 III.1.(2)(d)「独立委員会による買付等の内容の検討・買付者等と

の交渉・代替案の提示」にて記載したとおり、買付者等が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者である専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等）の助言を受けることができるものとしております。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

(f) 当社取締役の任期が１年であること

当社は、当社取締役の任期を１年としておりますので、本プランの有効期間中であっても、毎年の当社取締役の選任を通じて、本基本方針および本プランについて、株主の皆様のご意向を反映させることが可能となります。

以　上

別紙１

当社株式の保有状況の概要（平成 24 年３月 31 日現在）

１．発行可能株式総数　175,477,400 株

２．発行済株式総数　　48,000,000 株（うち自己株式 7,256,160 株）

３．株主数　　7,655 人

４．大株主（上位 10 名）

株　主　名	持株数（千株）	持株比率（%）
株式会社日立ソリューションズ	10,612	26.05
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	3,709	9.10
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,623	6.44
アイネスグループ社員持株会	1,156	2.84
ＣＢＮＹ　ＤＦＡ　ＩＮＴＬ　ＳＭＡＬＬ　ＣＡＰ　ＶＡＬＵＥ　ＰＯＲＴＦＯＬＩＯ	1,146	2.81
バンク　オブ　ニューヨーク　ジーシーエム　クライアント　アカウント　ジエイピーアールデイ　アイエスジー　エフイーエイシー	826	2.03
ドイチェ　バンク　アーゲー　ロンドン　ピービー　ノントリティー　クライアンツ　６１３	764	1.83
ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニーレギュラーアカウント	653	1.60
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口４）	610	1.50
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	514	1.26

注）1. 当社は、自己株式を 7,256,160 株保有しておりますが、上記大株主から除外して表示しております。

2. 持株比率は、自己株式（7,256,160 株）を控除した持株数（40,743,840 株）により算出しております。

別紙２

独立委員会委員就任予定者略歴

氏　名　　不破　邦俊　（ふわ　くにとし）

略　歴

昭和 49 年　４月	京都府入庁
昭和 53 年 10 月	アーサーヤング会計事務所入所
昭和 58 年　３月	公認会計士登録
平成 15 年　７月	新日本監査法人（現 新日本有限責任監査法人）入社
平成 18 年　７月	同法人代表社員（現 シニアパートナー）
平成 23 年　５月	同法人退社
平成 23 年　６月	当社常勤監査役就任（現在に至る）

氏　名　　角田　大憲　（つのだ　だいけん）

略　歴

平成　６年　４月	東京弁護士会登録、森綜合法律事務所（現 森・濱田松本法律事務所）所属
平成 13 年　１月	同事務所パートナー
平成 15 年　３月	中村・角田法律事務所（現 中村・角田・松本法律事務所）参画、パートナー（現在に至る）
平成 17 年　６月	当社監査役就任（現在に至る）

氏　名　　布井　千博　（ぬのい　ちひろ）

略　歴

昭和 59 年 10 月	東海大学法学部勤務（専任講師・助教授・教授）
平成 10 年　３月	東海大学法学部退職
平成 10 年　４月	一橋大学大学院国際企業戦略研究科 教授（現在に至る）

注）1. 不破 邦俊および角田 大憲の両氏は、社外監査役であります。

2. 当社は東京証券取引所に対し、不破 邦俊および角田 大憲の両氏を独立役員として届け出ております。

3. 布井 千博氏は、業務執行を行う経営陣から独立しており、同氏と当社との間には、取引関係、資本関係および人的関係はなく、また、特別な利害関係はありません。